

【保育料・主食費・副食費の決定】

●保育料決定通知書は、入園月の中頃にこども園を通じてお渡しします。

●副食費・保育料（基準）

世帯の市区町村民税額で決定します。金額は保育料決定通知にてご確認ください。

副食費・保育料（月額）						
1号（3歳児以上 副食費） 設定額 4,100円		2号（3歳児以上 副食費） 設定額 5,000円		3号（0～2歳児 保育料）		
階層区分定義	金額	階層区分定義	金額	階層区分定義	標準時間	短時間
生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	生活保護世帯	0	
年収270万円 未満相当	0	年収260万円 未満相当	0	市町村民税非課 税世帯	0	
年収360万円 未満相当	0	年収330万円 未満相当	0	所得割課税額 48,600円未満	15,000	14,800
		年収360万円 未満相当	0	所得割課税額 97,000円未満	23,000	22,600
年収680万円 未満相当	3,810	年収470万円 未満相当	4,700			
年収680万円 相当以上	3,810	年収640万円 未満相当	4,700	所得割課税額 301,000円未満	42,000	41,300
		年収930万円 未満相当	4,700	所得割課税額 301,000円以上	43,000	42,300
		年収930万円 相当以上	4,700			

*設定額からの差額は、物価高騰のため、町から補助します。

●3号認定児:保育料の減免適用対象者について

課税世帯のうち、所得割課税額 97,000円未満に該当する世帯は保育料が減免されます。

対象世帯	保育料
ひとり親世帯で児童扶養手当を受給している世帯	第1子の年齢に関係なく、 第1子 6,000円（月額） 第2子 0円（月額）
在宅障がい児(者)がおり、所得割課税額が 77,101円未満の世帯	
ふたり親世帯で所得割課税額が 57,700円未満の世帯	第1子の年齢に関係なく、 第2子は半額

●主食費

1号・2号認定児は、階層区分にかかわらず、主食費は500円（月額）です。

*町から補助しますので、保護者負担はありません。

●副食費・保育料の減免適用対象者について

下記の条件に該当する場合は副食費・保育料が減免されます。

対象児	1号・2号・3号認定	
	副食費	保育料
同一世帯において3人以上のこどもが現に養育され、かつ、当該こどものうち出生順位が第3位以降のこども（こどもとは、満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう）	0円	0円
同一世帯のこどもが、同時に2人以上入園している場合の2人目のこども	0円	0円